

第45回遠野市農業委員会総会議事録

日時 平成24年12月21日（金）

午後3時1分

場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室

会議出席委員

1 阿部 正嗣	2 山崎 登久昭	3 多田 靖志	4 阿部 儀信	5 似田貝 順一
6 菊池 次男	7 白岩 正義	8 佐々木 豊子	9 昆野 征策	10 佐々木 恵美子
11 菊池 敦子	12 江川 幸男	13 綱木 秀治	14 菊池 正明	15 新田 佐悦
16 佐々木 収一	17 菊池 昇	18 太田代 良市	19 松田 欣一	20 菊池 一勇
21 古屋敷 徳夫	22 齋藤 晴夫	23 奥寺 晴夫	24 森川 亦	25 白金 英子
26 細川 幸男	27 君崎 敬孝	28 菊池 政實	29 菊池 孝	
31 北湯口 進				

欠席届出 12番 江川 幸男 委員

欠 席 13番 綱木 秀治 委員

遅刻者 なし

早退者 なし

事務局 佐々木敦緒事務局長、磯谷洋子農地係長、小倉匠農業振興係長

関係機関 なし

議事日程

1 開 会

2 農業委員会憲章朗唱

3 事務事業経過報告

4 報告事項

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名及び会議書記の指名

日程第2 議案第49号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第50号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について

日程第4 議案第51号 遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定について

日程第5 議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第6 議案第53号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

6 その他

7 閉 会

議 長	<p>(午後3時1分)</p> <p>第45回総会開催にあたりまして一言ご挨拶いたします。</p> <p>まず、本日は季節柄大変お忙しい中、皆様にはご出席いただきまして誠にありがとうございます。本年2月改選がありまして新たな体制と同時にこの総会制を導入したわけであり。あらゆる情報共有により、今年度の事業が特に耕作放棄地の解消に向けた委員皆様が率先して取り掛かっていただきました、菜の花の播種等、維持され着実に業務が推進されていることに心から感謝申し上げます。平成21年の改正農地法の施行により農業委員会に義務付けられました農地の利用状況調査を10月に実施いたしました。調査で得られた農地情報をもとに農地の所有者、または利用権者、納税管理人に対して非農地通知202人、指導通知を84人に発信し遊休農地の解消に努めております。指導通知書には、指導する農業委員名を記載しておりますし農業委員各位には個別に発出した名簿をお渡ししております。耕作再開に向け活動を重ねていただいております。国内の農業情勢は畜産物価格の低迷、原油価格の高騰、飼料や資材の高騰等により農業の担い手が極端に減少していること、さらにTPP交渉への参加に前向き等、極めて危険な状況下で市内の農業水産額は50億を下回っているのではないかと予想もされております。平成7年当時には100億円からありました農業水産額が減少しており、ただ単にこれは農家の経営努力だけでは経営がともおぼつかないかつかない厳しい状況にありますので本気になって思い切った農業政策が導入されることを大いに期待しているものであります。一方、市内の緊急の課題であります震災、原発事故の復旧復興であります草地の除染作業及び汚染堆肥、汚染牧草の焼却処理等の処理は依然として遅れ、畜産農家の不安は極限に達しており、廃業する農家も現れるなど市内の一時産業の深刻はゆゆしき状況にありますことから畜産業の再生に向けて現在はここ数年、去年から報告となっておりますが今後いつ報告が廃止されるか定かではありませんが今後としては畜産に対して放牧料の半減、あるいは無料化等、強力な振興対策が必要と思っております。市政の働きかけを強めてまいりたいと思います。</p> <p>農業委員会関係といたしましては総会の議事録及び農業委員会の活動をホームページで公開しますので、農業者年金現在3名の加入実績であります。町単位に基づきます9名の新規加入推進、全国農業新聞委員各1部の普及推進、家族経営協定委員各1組の推進、農業委員活動記録カードの100パーセント提出をぜひ達成し、農業委員会活動が見えないという批判に訴えていきたいと思っております。これは大変重要なことであります。農業委員としての自覚を再認識いただき、総会のもとより各種の会議、関係機関の開催行事への参加を最優先していただけるよう各位へのご配慮をお願いいたします。</p> <p>最後になりましたが、本日は総会の議案について慎重審議を頼みますようお願い申し上げます。開会にあたっての挨拶といたします。</p> <p>尚、今日はだいたい時間おすごさいます。最重要議案も特にごさいません。スムーズな総会を進めてまいりましてこのお忙しいこの時期を早く皆様にお帰り頂きたいと思っておりますので一つ宜しくお願い致します。</p> <p>これより第45回遠野市農業委員会総会を開会します。本日の議案は、5件であります。慎重にご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【開 会】</p> <p>本日の出席委員は、31名中29名であります。遠野市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、本総会は成立します。欠席届出は、12番、江川幸男 委員であります。13番、綱木 秀治 委員は遅れて到着するとご連絡が入っております。</p>
議 長	<p>【農業委員会憲章朗唱】</p> <p>議事日程に先立ち農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を、30番、濱田 平八郎 委員をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【事務事業報告】</p> <p>次に、事務事業経過報告を事務局長をして報告いたします。</p>

事務局 長	<p>はい、議長。それでは遠野市農業委員会事務事業の経過報告を申し上げます。 (以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>【報告事項】 次に報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分^の報告について、及び報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてまで一括して事務局から報告いたさせます。事務局お願いします。</p>
事務局 長	<p>はい、報告第1号についてご説明します。議案書1ページをお開きください。 (以下「農地法第3条の3第1項の規定による通知について」説明により記載省略)</p>
農地係 長	<p>報告第2号について説明いたします。 (以下「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>【議事日程】 これより本日の議事日程に入ります。</p>
議 長	<p>【日程第1】 日程第1、議事録署名人の指名及び会議書記の指名を行います。 議事録署名人には、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認め、議事録署名人に1番 阿部 正嗣 委員、2番 山崎 登久照 委員、会議書記に事務局、小倉 匠 君を指名いたします。 次に、議事参与の制限についてです。議案に係る委員は発言をご遠慮願います。 農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に求めます。</p>
農地係 長	<p>第45回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。 (以下「第45回遠野市農業委員会提出議案総括表」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>【日程第2】 日程第2、議案第49号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。 なお、農業者年金受給に伴う使用収益権の設定については現地確認の説明を省略いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農地係 長	<p>はい、議案第49号について説明いたします。5ページ、6ページでございます。5ページ、6ページの1番から6番、8番、9番におきましては農業者年金受給による使用貸借の再設定となっております。 7番を説明いたします。 7番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町、107㎡。 農業者年金受給による使用貸借です。こちらは、先月の総会において許可になりました交換により取得した農地であります。貸人が農業者年金の受給者であることから後継者に貸し付けるものと思われま^す。 7ページ、8ページをお開きください。7ページの10番から14番、8ページの16番から19番の農業者年金受給による使用貸借の再設定となっております。 15番の説明をいたします。 15番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町、2,013㎡。 こちらは、一般法人による貸借です。この法人は、既に農業に参入しておりまして今回の申請地は、花卉、りんどうを再開する営農計画でございます。一般法人の貸借</p>

	<p>のために解除条件、地域における適切な役割分担、業務執行役員の常時従事要件については農地法第3条の申請書、契約書、営農計画書により確認しております。</p> <p>次にページが9ページと10ページでございます。</p> <p>9ページ20番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町12筆、21,866㎡。</p> <p>21番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町、352㎡。</p> <p>こちらは、20番の貸人が農業者年金の経営移譲年金を受給するために後継者に貸し付けるものとなっております。</p> <p>22番から25番につきましては農業者年金受給による使用貸借の再設定となっております。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えられます。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町。</p>
4 番 委 員	<p>はい、4番阿部です。14日、地元委員2名、事務局2名で現地確認しました。事務局の説明の通り、何ら問題はないとしました。以上です。</p>
議 長	<p>現地確認の結果について説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います。なお発言する際は、議席番号を述べてからお願いします。</p>
10 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>10番委員どうぞ。</p>
10 番 委 員	<p>はい、10番佐々木です。15番についてご質問します。借人の●●●●さんはたしか●●●●さんという名前前で農業に取り組んでいたと思うのですが、この場合は、どうして建設会社の方の名前になるのか、何か理由があるのかと疑問に思いましたので、質問しました。</p>
議 長	<p>はい、事務局説明をお願いします。</p>
農 地 係 長	<p>はい。●●●●という名称は通称名と聞いております。実際に貸付けを受ける場合は、法人の名前で貸し借りの契約を致しますのでこのような形になります。</p>
議 長	<p>はい、よろしいですか。</p>
10 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にございませんか。 (「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第49号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第49号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議	長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第3、議案第50号、農地法第3条第1項の規定による所得権移転許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>議案第50号についてご説明いたします。</p> <p>1番。受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。●●町、4,332㎡。</p> <p>渡人は、高齢となり、耕作できないことから、隣接農地所有者である受人に要請し、売り渡すものです。</p> <p>2番。受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。●●町8筆、15,406㎡。</p> <p>3番。受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。●●町3筆、5,354㎡。</p> <p>4番。受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。●●町8筆、37,365㎡。</p> <p>2番、3番、4番は、親子間の贈与です。高齢となったことから、後継者に譲り渡すものです。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えられます。以上です。</p>	
議	長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町お願いします。</p>
4番委員	<p>4番、阿部です。14日、地区担当委員2名、事務局2名で現地を確認しました。事務局の説明のとおり何ら問題はないと判断いたしました。</p> <p>はい、ご苦労様でした。</p> <p>現地確認の結果について説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第50号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>	
議	長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第50号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
農地係長	<p>【日程第4】</p> <p>日程第4、議案第51号、遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定についてを議題といたします。</p> <p>なお、説明は再設定の案件の説明を省略し、新規設定のみを説明をいたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>はい、議案第51号についてご説明いたします。</p> <p>利用権設定は今月33件ございます。新規のみご説明いたします。</p> <p>2番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町、4,066㎡。</p> <p>賃貸借の新規です。</p> <p>続いて13ページです。</p> <p>6番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町2筆、1,910㎡。</p> <p>7番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町、654㎡。</p> <p>8番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町、985㎡。</p> <p>9番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町、3,008㎡。</p>	

	<p>10番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町3筆、7,268㎡。 14ページです。</p> <p>13番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町2筆、3,005㎡。</p> <p>16番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町、7,713㎡。</p> <p>17番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町2筆、5,211㎡。 15ページです。</p> <p>18番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町6筆、5,908㎡。</p> <p>21番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●郡●●町、●●●●。●●町4筆、4,866㎡。</p> <p>23番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町、1,487㎡。 16ページです。</p> <p>27番。借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。●●町2筆、2,318㎡。 めくって17ページです。こちらは、再設定です。 次に所有権移転でございます。18ページです。</p> <p>1番。買受人。●●町、●●●●。売渡人。●●市、●●●●。●●町2筆、2,730㎡。売買でございます。</p> <p>以下、2番から6番、19ページの8番につきましては売渡人はすべて、●●市、●●●●でございますので買受人のみ説明させていただきます。</p> <p>2番。買受人。●●町、●●●●。●●町3筆、13,948㎡。</p> <p>3番。買受人。●●町、●●●●。●●町7筆、11,040㎡。</p> <p>4番。買受人。●●町、●●●●。●●町、3,000㎡。</p> <p>5番。買受人。●●町、●●●●。●●町4筆、7,341㎡。</p> <p>6番。買受人。●●町、●●●●。●●町、4,163㎡。 19ページでございます。</p> <p>7番。買受人。●●町、●●●●。売渡人。●●町、●●●●。●●町、6,844㎡。</p> <p>8番。買受人。●●町、●●●●。●●町14筆、47,619㎡。 以上、8番すべて売買でございます。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 〔「なし」の声あり〕</p> <p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第51号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第51号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第52号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定 についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議案第52号についてご説明いたします。</p> <p>1番。譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。●●町、313㎡。 譲受人は、自宅敷地に駐車スペースが少ないこと、また、宅地への進入路が狭いことから、宅地の隣接地である申請地を譲受け、駐車場の整備と進入路の拡幅をしようとするものです。 申請地内の排水は雨水のみで、周辺への影響は無いと考えられます。 位置は、●●●●から北東へ100メートルほどのところで、市道、宅地に挟まれた農業公共投資の対象となっていない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しま</p>

	<p>した。</p> <p>第2種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。</p> <p>2番。譲受人。●●郡●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。●●町、212㎡。</p> <p>譲受人は、現在借家に住んでおり、勤務地の近くに自己住宅を建築するものです。</p> <p>申請地内の排水計画は、公共下水道への接続を計画しており、周辺農地への影響はないものと考えます。</p> <p>位置は、●●●●から北東へ150メートルほどのところで、都市計画区域の用途地域に位置する農地であることから、農地区分は第3種農地と判断しました。</p> <p>3番。譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。●●町、1,660㎡。</p> <p>4番。譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。●●町、2,362㎡。</p> <p>譲受人は、砂利採取のため一時転用するものです。</p> <p>採取に伴う湧水の処理は、自然浸透であり、保安距離の確保、粉じん、騒音防止等についても、砂利採取法に基づく採取計画認可申請の手続きを行っております。</p> <p>位置は、●●●●から南へ100メートルほどのところで、農業振興地域内にある農用地です。農業振興地域内にある農用地は原則不許可ですが、一時転用であり、事業終了後速やかに原状回復が見込まれることから、転用に問題は無いと考えます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町、●●町、●●町の順番をお願いします。まずは、●●町をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>1番、阿部です。1番について説明いたします。譲受人は、どうしても宅地の庭が狭いため、車5台分の駐車スペース、またこの土地につきましては道路が狭いため道路の拡幅部分、隣接している家の道路に落差があり、けっこうなり面が必要となっておりますので、問題はなく、周辺の農地への影響無いと確認してまいりました。</p>
議 長	<p>はい。続きまして、●●町をお願いします。</p>
2 8 番 委 員	<p>28番、菊池です。14日に地区担当委員5名、事務局2名で現地確認いたしました。周辺は一般個人住宅地でございますので何ら問題は無いと確認いたしましたので報告いたします。</p>
議 長	<p>はい。●●町をお願いします。</p>
6 番 委 員	<p>6番菊池です。3番、4番について、委員3名でもって支障が無いと確認しました。</p>
議 長	<p>現地確認結果について説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第52号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第52号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第6】</p> <p>日程第6、議案第53号、農地法の適用外証明願いに対する可否決定についてを議題といたします。</p>

農地係長	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>はい、議案第53号についてご説明いたします。 1番。願出人。●●町、●●●●。●●町、164㎡。 現在の利用状況は、平成●年頃から個人駐車場として利用し現在に至っています。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町をお願いします。</p>
28番委員	<p>28番菊池です。場所は皆様もうご存知かと思いますが、●●●●の隣でございます。ここは、今お話がありましたように何ら問題はないと確認してまいりました。</p>
議長	<p>現地確認結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 (「なし」の声あり)</p> <p>発言がないようですので、質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第53号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第53号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>以上で本日の議事日程は終了いたしました。</p> <p>【その他】 その他に移ります。委員の皆様から何かありませんか。 事務局からはありませんか。</p>
農業振興係長	<p>資料の中の農業委員活動記録カード提出状況集計表、遠野市農業委員各種推進進捗状況について説明。</p>
事務局長	<p>農地法第30条指導通知指導進捗状況について説明。</p>
農業振興係長	<p>農業委員活動記録カードについて説明補足。</p>
議長	<p>【閉会】 以上をもちまして第45回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。 (午後3時59分閉会)</p>
	<p>署名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成24年12月21日</p> <p>遠野市農業委員 1番 _____</p> <p>同 2番 _____</p> <p>遠野市農業委員会会長 _____</p>

